

第2次多治見市人権施策推進指針 現状の概要

項目	実施内容
人権教育	「たじみ子どもの権利の日」に合わせて、子どもの権利についての授業を実施。また、LGBTQ講演会、障がい者スポーツや人権の花運動などの人権教育を実施。学校教諭向けに、人権同和教育講演会、子ども権利セミナー、初任者研修を実施。授業参観日に子どもの権利に関わる授業を実施。学童、児童館、ポカポカひろばなどに、子どもの権利に関わるセミナーや人権についての演劇を実施。
人権啓発	子どもの権利セミナー、人権同和教育講演会、犯罪被害者等支援講演会、男女共同参画講演会等に参加。新規採用職員に対して研修会の実施。人権こまりごと相談、子どもの権利相談等の実施。法務局に、インターネット上の差別表現等の削除要請。相談窓口の周知。人権擁護委員や保護司と連携して啓発活動の実施
アイヌの人々等先住民族の人権	市ホームページに相談窓口案内を掲載。
インターネットによる人権侵害	おとどけセミナーのメニューとして掲載。消費生活のおとどけセミナーにて、保護者向けに情報セキュリティやリテラシーについて啓発。「情報モラル指導計画」「情報モラル指導資料」を作成。タブレット持ち帰り時のルールについて、児童生徒や保護者に周知。毎月インターネット上の書き込みサイトのモニタリング実施。
HIV感染者・エイズ患者等の人権	ホームページに相談窓口案内
外国人の人権	国際講演会、ジュニアクラブ、市民公開講座などで、市民と外国人が互いに理解できる事業を実施。日本語教育理解講座の実施。多言語の人権相談窓口リーフレットの掲示。日本語教育理解講座の実施。外国人就労・定着支援研修実施チラシの掲示。
北朝鮮によって拉致された被害者の人権	ホームページに拉致問題について啓発
高齢者の人権	高齢者サロン、地域福祉協議会、地域力など高齢者が活躍できる場所への支援。集会所等のバリアフリー化のための補助実施。消費生活のおとどけセミナー、青色パトロールカーの実施。地域包括支援センター等から総合事業の実施や地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能強化のために中核機関を設置し、コーディネート等を実施。孤立死ゼロ・虐待死ゼロのまち協力隊と連携し、事案発生時に対応及び早期発見時の支援を実施。
子どもの人権	子ども相談機関関係会議で関係機関との連携、LINE相談、ミニレターで子ども気軽に相談できる体制の充実。子どもスタッフ会議や子ども会議で子どもの意見の聞ける機会を実施。子どもの権利擁護委員や相談員が、学校や関係機関と連携し、子どもの権利を守る調整活動を実施。
災害に起因する人権問題	高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者に対して、個別避難計画作成を支援。おとどけセミナー等あらゆる機会を捉えて避難行動要支援者支援の重要性に対する市民意識を醸成。多治見市地域防災計画に男女、障がい者等への配慮事項の明記。
障がい者の人権	障害者週間に合わせ、駅南北通路で街頭啓発を実施。福祉教育読本を用いて福祉に関する理解を深める授業を実施。商工会議所と連携し、市内事業者を訪問し、周知、現状の聞き取りを実施。ハローワーク、相談支援事業所、障がい者就業・生活支援センター「サテライト」との連携を実施。バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者等利用施設が集まる重点整備地区を中心にバリアフリー化を実施(視覚障がい者用誘導ブロック敷設、多機能トイレの設置など)。駅北庁舎にて障がい者就業施設等の取組などを紹介するバリアフリー展を実施。平成31年4月に東濃5市共同で基幹相談支援センターを開始(共同委託事業)。毎月、受託事業所と5市とで、運営会議を実施。資力の低い者への成年後見制度利用支援事業を実施。市内の日中活動支援事業所の会議において障がい者への虐待防止について啓発、周知。
女性の人権	男女共同参画研修会・講演会、子どもの権利セミナー(小学校)の実施。企業向け情報紙にて、岐阜県ワークライフバランス推進企業登録について周知。県のワークライフバランスエクセレント企業のチラシや冊子をロビーに配架。委員会や審議会の女性の登用状況を調査、広報の実施。岐阜県が実施するキャリアアップ講座の応募及び支援。女性に対する暴力をなくす運動期間に伴い、図書館等で啓発展示。各地域の公民館に、男女共同参画情報誌や講演会等イベントのチラシを設置し、意識してもらうように周知。

第2次多治見市人権施策推進指針 現状の概要

項目	実施内容
人身取引被害者の人権	人権侵害事項について、法務局や人権擁護委員と連携の実施。また、人権擁護委員と啓発活動の実施。
性的マイノリティの人権	男女共同参画研修会・講演会、子どもの権利セミナー(小学校)の実施 岐阜県パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、市での支援業務の公表
同和問題(部落差別)	人権教育同和講演会、FML [®] ピ やホームページで正しい理解の啓発活動の実施。 東濃地区同和問題啓発協議会において、研修会、視察の実施。また、部落解放同盟と意見交換の実施。
犯罪被害者とその家族の人権	多治見市犯罪被害者支援条例をもとに、犯罪被害者等支援講演会の実施。また、自助グループ「わかちあいの会」が発足し、行政が支援。 犯罪被害者支援センターによる毎月出張相談の実施。
ハンセン病回復者等とその家族の人権	ポスター、チラシの掲示により啓発活動の実施。
被疑者・被告人・受刑者・出所者とその家族の人権	毎年7月に「社会を明るくする運動」により、保護司と連携した啓発を実施。 再犯防止推進計画を策定し、就労、住居等の支援。
ホームレス状態にある人の人権	市内数十か所でホームレス実態調査の実施。
労働者の人権問題	企業向け情報紙にて、パワー・ハラスメント等の記事掲載で周知。